

申込返送時にこちらの書面を利用ください

送付状

物件名 : _____ 号室

契約日 : _____ 月 _____ 日 _____ :

家賃発生日 : _____ 月 _____ 日

仲介業者名 : _____

ご担当者様 : _____

TEL : _____ FAX : _____

所在地 : _____

[その他]

[返送書類]

以下内容を返送下さい。チェックをお願いします。

項 目	チェック
■ 仲介業者様へ	
■ 入居申込書 ※ 1~8 へご記入ください	
■ 委任状 ※ 社宅代行が入る場合	
■ 電気供給ご紹介シート	

※ “仲介業者様へ”は内容をよくご覧ください

※ 申込書は法人印押印が必須になります

※ 後日別途書類を提出頂く場合がございます

入居申込書(法人契約用)



第一ハウジング株式会社

川崎市幸区柳町2-2

電話 044-541-5000
FAX 044-541-5222

1 貸室・条件等		※退去予定物件でまれに入居日が変更になる場合があります。		家賃総額	円
物件名	号室	住所			
賃料	共益費等	敷金	礼金	町会費	円
円	円	ヶ月	円	円	円
その他()	駐輪場(要・不要)	バイク置場(要・不要)	更新料 新賃料の ヶ月分		
円	円	円			

2 契約名義人		※法人契約の場合は原則『実印契約』『印鑑証明』『法人全部事項証明書』を提出頂いております。			
フリガナ	本社所在地				
商号	代表TEL	()			
業種	昨年度売上	万円	創業	年月	
株式市場	()市場 1部 2部 店頭	資本金	万円	社員数	人
会社規模 (各1つ選択)	社員数	1~5人・6~10人・11~20人・21~50人・51人~100人・100人以上			
	事務所数	本社のみ・2ヶ所(本社含む)・3~10ヶ所(本社含む)・11ヶ所(本社含む)			
申込理由 (複数選択可)	転勤 / 就職 / 寮・社宅の廃止 / 本社移転 / 新規出店 / 結婚 / 更新 / 転職 / 離婚 / 現住所の手狭 / その他()				
使用目的	社宅・主たる事務所・支店・その他()				

3 契約ご担当窓口		※実印契約以外の場合は契約責任者(捺印者)を明確にしてください。(例:人事部長・総務課長等)			
担当部署名	書類送付先	〒			
ご契約責任者	ご契約担当者				
TEL	()	FAX	()		
メールアドレス					

4 指定入居者					
フリガナ	性別	配偶者	生年月日		
氏名	男・女	有・無	西暦	年	月 日 歳
現住所	〒	建物名	※必ずご記入下さい		
		部屋番号	号室		
設置電話	()	住居形態	賃貸/自己所有/寮・社宅/親元		
		メール	※必ずご記入下さい		
携帯電話	()	アドレス			
所属部署	役職	勤続年数	約 年		
新勤務先住所	※勤務地が他企業内であれば企業名も記入下さい。		勤務先TEL	()	

5 入居者		※原則入居者は家族のみとさせていただきます。				入居予定総人数	名
続柄	氏名	性別	勤務先・学校名・学年・電話番号	生年月日	年	収	
喫煙・非喫煙	フリガナ	男女	()	西暦	年 月 日	約	万円
	携帯番号		()		歳		
喫煙・非喫煙	フリガナ	男女	()	西暦	年 月 日	約	万円
	携帯番号		()		歳		
喫煙・非喫煙	フリガナ	男女	()	西暦	年 月 日	約	万円
	携帯番号		()		歳		

※ご入居人数が3人を超える場合は別紙にご記入下さい

6 法人代表取締役等					
フリガナ	役職	性別	配偶者	生年月日	
氏名		男女	有無	西暦	年 月 日 歳
住所	〒	建物名	※必ずご記入下さい		
		部屋番号	号室		
設置電話	()	メール	※必ずご記入下さい		
携帯電話	()	アドレス			
勤務先住所				勤続年数	約 年

7 緊急時連絡先(入居者ご親族)					
フリガナ	続柄	性別	配偶者	生年月日	
氏名		男女	有無	西暦	年 月 日 歳
住所	〒	建物名	※必ずご記入下さい		
		部屋番号	号室		
設置電話	()	携帯電話	()		
			※必ずご記入下さい		

8 諸経費費用負担					
借家人賠償保険 (法人 包括 入居者)	鍵交換代 (法人 入居者)	駐輪場代 (法人 入居者)			
町会費 (法人 入居者)	ATLAS緊急サポート (法人 入居者)				

(弊社使用欄) 記入しないでください

家賃発生日	入居説明日	※契約所要時間
※原則お申込みより7~14日後		1時間
月 日 ()	月 日 ()	~

法人必要書類	
実印・印鑑証明・全部事項証明書・会社概要・委任状・火災保険付保証明・その他()	

入居者確認資料	
本人:住民票・免許証・パスポート・印鑑証明書() / 家族・同居人:住民票・免許証・パスポート()	

保証会社	24時間緊急サポート	営業担当	業務担当	社内審査	家主審査	申込FAX
エ・ト・ハ 保証料	ATLAS緊急サポート2年間 13,000円(税別)					
他() 円						

上記申込書(身上書)内容で相違ございません。もし相違のあった場合、直ちに契約は解約となり、一切の金銭の返金にならない事を承諾します。契約後、私及び身元引受人・連帯保証人が暴力団や過激な政治活動集団で、警察当局が介入するような行為を行った場合、また暴力団関係者と判明した場合、無条件で解約されても何等意義を申し上げません。なお、契約成立時には仲介手数料もしくは契約事務手数料1ヶ月分(税別)を支払う事を承諾しました。

西暦 年 月 日 法人 印

西暦 年 月 日 入居者 印

※入居申込をされたとしても貸主の承諾が得られない場合、お断りする事があります。予めご承知おき下さい。尚その理由については一切開示致しません。※頂いた個人情報書類等については、弊社規程の方法により適切に管理・処分致します。ご返却はおこなっておりませんので、ご了承下さい。※本申込書記載内容に不正又は誤りがある場合、ご入居をお断り致します。※お客様にご記入頂きました内容につきましては、個人情報保護法の定めに従い、お客様がご希望されている物件を紹介する以外に、利用もしくは他の第三者に開示致しません。※当物件にご入居のお客様には入居審査後、各種サービスご提供の為、提携業者からお客様へご連絡が入る事をご了承ください。※途中解約の場合、ATLAS緊急サポートの費用返金は出来ません。

月 日 FAX □

／ 手続き簡単 面倒な電話連絡は必要なし ／

でんきも おまかせください！

あなたの生活をもっとおトクに
サポートします！

スマ電

お申込みはラクラク♪
電気料金を大幅に節約

電気の契約をスマ電®に変えるだけで、
これまでよりおトクな料金の電気を使えます！



これまでは 東京電力

これからは

スマ電

電気をおトクに！

最大 **12%**
OFF!

料金プラン

スマ電[®]は、東京電力より^{※2 ※5}
必ずおトクになる“あんしん”プランです!



料金体系は
東京電力と同じ

料金単価は
東京電力より割安

「アンペア契約」の場合 東京電力「従量電灯B」相当のご契約の場合



契約プラン名

ぐーんと!スマ得 ホームプラン

対象 一般のご家庭

40Aのお客さまは年間3,000円、50・60Aのお客さまは
年間6,000円を必ず割引!

さらに、料金単価も今より最大15%OFFの
おトクなプランです!

スマ電 定額割引(税込)

40A
250円/月割引

50A
500円/月割引

60A
500円/月割引

料金表(金額は税込表示)

電気料金の内訳は東京電力と同じです。*2		東京電力**2	スマ電 [®]	
基本料金*1 (1契約あたり)	契約電流 (アンペア)	10A	286.00円	
		15A	429.00円	
		20A	572.00円	
		30A	858.00円	
	40A	1144.00円	定額250円割引 894.00円 *3	
	50A	1430.00円	定額500円割引 930.00円 *3	
60A	1716.00円	定額500円割引 1216.00円 *3		
電力量料金 (1kWhあたり)	第1段階	120kWhまで	19.88円	0.6%割引 19.76円
	第2段階	120kWhを超え 300kWhまで	26.48円	2.3%割引 25.87円
	第3段階	300kWhを 超える	30.57円	15%割引 25.97円

「kVA契約」の場合 東京電力「従量電灯C」相当のご契約の場合



契約プラン名

ショッププラン

対象 飲食店や商店、特に使用量の多いご家庭

東京電力より
最大12%
おトク!

契約容量が6~10kVAなら
8%割引 *4

契約容量が11~20kVAなら
10%割引 *4

契約容量が21kVA以上なら
12%割引 *4

料金表(金額は税込表示)

電気料金の内訳は東京電力と同じです。*5		東京電力**5	スマ電 [®]
基本料金*1	1kVAあたり		286.00円
電力量料金 (1kWhあたり)	第1段階	120kWhまで	19.88円
	第2段階	120kWhを超え 300kWhまで	26.48円
	第3段階	300kWhを 超える	30.57円

「低圧電力」もご契約の場合

契約プラン名

低圧電力(東京電力エリア)

料金表(金額は税込表示)

電気料金の内訳は東京電力と同じです。*6

東京電力**6		スマ電 [®]	
基本料金*1	1kWあたり	1122.00円	5%割引 1065.90円
電力量料金 (1kWhあたり)	夏季*7		17.37円
	*7 その他季		15.80円

※1: 電気を利用されなかった場合の基本料金は半額となります。その場合、スマ電[®]定率割引は適用されません。※2: 2021年2月時点の東京電力従量電灯Bとの比較。※3: 定額割引を基本料金に適用した場合の金額です。
 ※4: 基本料金と電力量料金の月間合計金額(税込)に割引を適用。燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は割引の対象外です。※5: 2021年2月時点の東京電力従量電灯Cとの比較。※6: 2021年2月時点の東京電力低圧電力との比較。力率割引・割増は適用されません。※7: 7月1日から9月30日までの使用電力量は夏季料金を、その他の期間はその他季料金を適用します。
 *燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は東京電力と同様の計算方法となります。*金額は全て税込です。

気軽に
申込み!

契約期間内の中途解約でも

手数料、違約金はかかりません。

セット縛りもなし!

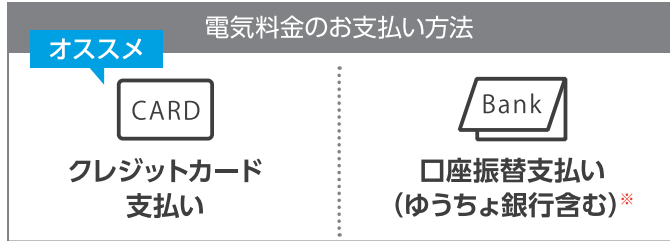
契約は6か月ごとの自動更新となりますが、契約期間内の解約でも手数料は発生いたしません。

※解約を希望される場合は、解約希望日の一週間前までにスマ電[®]サービスセンターにご連絡下さい。

お申込み後の流れ

お支払い方法のご登録

ご契約手続きの完了後、ご利用開始のお知らせとともに、「支払方法登録書」をお送りします。ご記入のうえ、ご返送をお願い致します。



*支払方法の登録が完了するまで(1~2か月程度)、コンビニ払込票をお送りします。お近くのコンビニでお支払をお願いいたします。3か月以降もコンビニ払込票でのお支払を続ける場合は、手数料200円(税別)を申し受けます。

新規ご入居の場合のご注意

必ずご新居の住所を、郵便局に届け出てください



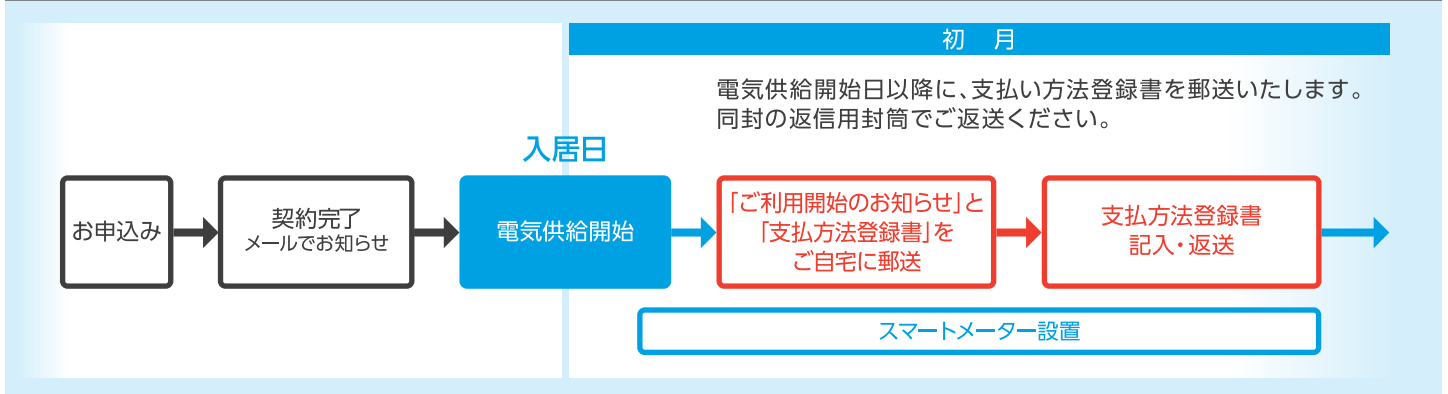
スマ電®からの郵便物が届かず、**電気代のお支払いが滞ると、**電気の供給を停止する場合がございます。

スマ電®供給開始後に送られる郵便物(ご利用開始のお知らせや支払方法登録書など)が、1か月以上届かない場合は、必ずスマ電®サービスセンターまでお電話ください。

転居届はインターネットでもお手続きできます。詳しくは郵便局のWEBサイトをご覧ください。

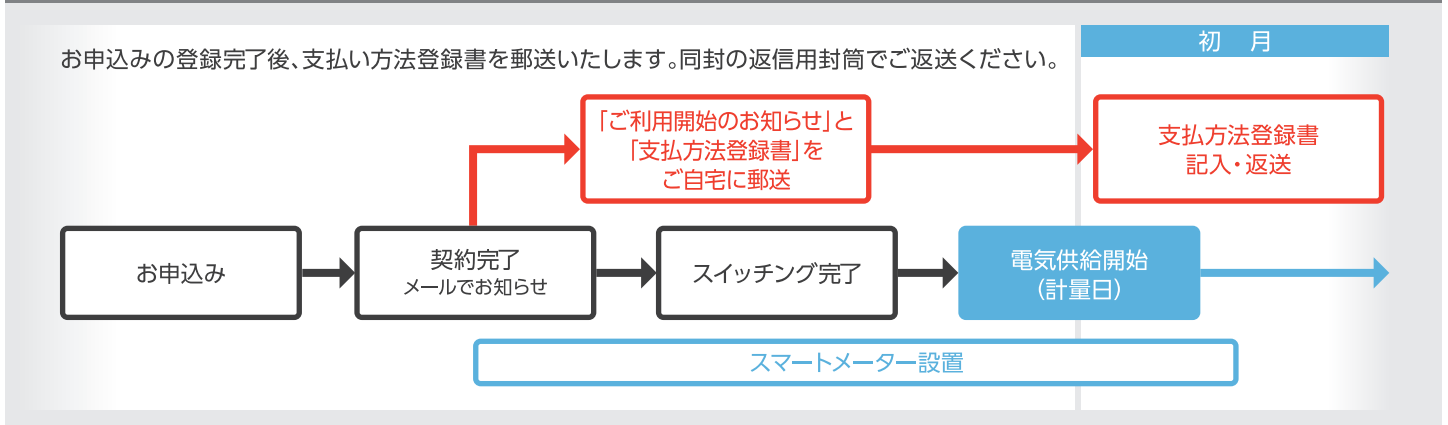
新規ご入居の場合 (ご入居日や指定日からの供給開始)

お申込み～電気供給開始までの流れ



既にご入居中の場合 (現在の他社電気契約からのお切替え)

お申込み～電気供給開始までの流れ



スマートメーターの交換について

旧電気メーター

- 交換工事日の連絡および工事は東京電力が実施します。
- スマートメーターは2020年度末までに全世帯で交換される予定ですが、新しい電力会社に申込みと優先的に交換工事が行われます。
- 原則として屋内立ち入りなし、立ち会い不要、費用は無料です。

スマートメーター

*交換工事時は15分程度の停電を伴う場合がございます。スマートメーターについての詳細は東京電力にお問い合わせください。*東京電力の事情などにより、スマートメーターの交換工事が遅れた場合でも、電気供給はスマ電®に切り替わりますが、マイページの使用量グラフは設置が完了するまではご覧いただけません。

POINT

1

時間ごとの電気使用量が見える化。前日や曜日別の比較もできます。

電気の使い方が見えるから、ムダが見つかる！データ比較で、節電の効果を実感！



※「ご利用開始のお知らせ」ハガキに記載のご案内をご覧になって、初回ご利用登録をお願いいたします。

POINT

2

LINEで電気料金・使用量を毎月お知らせ！

友だち追加でお得な情報&チャット相談も

LINEでご登録の携帯電話番号をスマ電®にも登録すると、お支払日の前に「通知メッセージ」による電気料金・使用量のお知らせがLINEで届きます。また、スマ電®を友だち追加いただくと、チャットで24時間お問い合わせができます。



LINE友だち追加
(右記QRコード)か
@スマ電を検索



一般家庭 **20** 万世帯相当の
電力供給実績がある
(株)アイ・グリッド・ソリューションズが
提供する電気供給サービスです

電力会社(電気供給契約先)



株式会社 アイ・グリッド・ソリューションズ

小売電気事業者登録番号 A0060 日本卸電力取引所(JEPX) 取引委員会登録番号0132

社名 株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ
本社所在地 〒102-0083 東京都千代田区麹町3-7-4 秩父屋ビル
資本金 4億8,000万円
主要株主 伊藤忠商事株式会社 / 株式会社環境エネルギー投資 / 伊藤忠テクノロジーベンチャーズ株式会社 ほか
ホームページURL <https://www.igrd.co.jp/>

よくあるご質問

皆さんの疑問や不安にお答えします

Q 新居への引っ越し時や、次に引っ越す場合はどうすればいい？

A ご新居の電気契約についてスマ電®にお申込みいただければ、東京電力に別途連絡する必要はありません。お引っ越し元を退去される場合は、ご契約中の電力会社にお電話のうえ、解約手続きをしてください。
スマ電®ご契約中に、次のお引っ越しをされる場合は、スマ電®サービスセンターへの電話連絡で、転居の手続きを承ります。お引っ越し日の1週間前までにお電話ください。

Q 停電が起きやすくなったりしない？

A (株)アイ・グリッド・ソリューションズが契約している発電所などに、万が一トラブルが発生し発電を停止しても、送配電ネットワークで電気供給は維持されているので、ご家庭への電気供給が止まる事はありませんのでご安心ください。

Q 新しい電力会社がもし倒産したら？

A 万が一、新しい電力会社が倒産した場合でも、電気の供給はすぐには止まりませんのでご安心ください。セーフティネットとして、電気の供給が義務付けられている一般送配電事業者(インフラを持つ電力会社)により最終的な電気の供給が実施されます。ただしそのままでは、電気はいずれ止まりますので、東京電力または他社電力会社へのお申込みをお願いいたします。

Q トラブルがあった時はどこに連絡すればいい？

A スマ電®サービスセンターにご連絡ください。送配電設備の復旧などにつきましては、これまでと変わらず、東京電力が対応します。

お問い合わせは

スマ電®サービスセンター

一般電話・
携帯・
PHSから

0120-905-973

営業時間:月曜日~日曜日10時~20時(年末年始を除く)

スマ電。重要事項説明

【電気供給契約】

電気供給契約は、お客さまと株式会社アイ・グッドソリューションズ（以下、「当社」といいます）との間の契約となります。お客さまと当社との電気供給契約は、当社が定める「電気供給約款〔低圧〕」を契約内容とするものとします。

【媒介事業者】

申込み店は、当社とお客さまが締結する電気供給契約の媒介事業者となります。

【電気供給開始日】

電気供給開始日は、原則として2016年4月1日以降の標準処理期間（切り替えの手続き等に要する期間）満了後の最初の検針日（「電気供給約款〔低圧〕」（東京エリア）が適用されるお客さまの場合、計量日）となります。

【契約期間および契約の自動更新】

契約期間は料金適用開始日（弊社による電気供給開始日）から「電気供給申込書」に記載のある期間までとします。ただし、お客さまから契約期間満了日の週間前までに通知がない場合は、本契約は契約期間満了後も「電気供給申込書」に記載のある期間ごとに同一条件で更新されるものとします。なお、契約期間が更新される場合、当社は、更新前に、書面を交付することなく更新後の契約期間のみをお客さまに説明し、更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が適当と判断した方法によりお知らせすることがあり、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。

【電気料金およびその算定方法】

料金は、お客さまが選択されたそれぞれの料金ごとに、基本料金（定額電灯の場合は、需要家料金および小型機器料金）電力量料金および再生可能エネルギー発電促進課金金の合計とします。ただし、電力量料金は、平均燃料価格が「電気供給約款〔低圧〕」が適用されるお客さまごとにそれぞれ下記に定める額（以下「基準額」といいます。）を下回る場合は、燃料費調整額を差し引いたものとし、平均燃料価格が基準額を上回る場合は、燃料費調整額を加えたものとしたします。

記

「電気供給約款〔低圧〕」（東京）が適用されるお客さまは、44,200円 「電気供給約款〔低圧〕」（中国）が適用されるお客さまは、26,000円
「電気供給約款〔低圧〕」（中部）が適用されるお客さまは、45,900円 「電気供給約款〔低圧〕」（四国）が適用されるお客さまは、26,000円
「電気供給約款〔低圧〕」（北陸）が適用されるお客さまは、21,900円 「電気供給約款〔低圧〕」（九州）が適用されるお客さまは、27,400円
「電気供給約款〔低圧〕」（関西）が適用されるお客さまは、27,100円

【料金の算定期間】

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日（「電気供給約款〔低圧〕」（東京エリア）が適用されるお客さまの場合、前月の計量日）から当月の計量日（低圧）の前日までの期間となります。

【電力および電力量の計測方法ならびに料金算定の方法】

以下のいずれかの方法で計測した使用電力量に基づき、当月分の電気料金を算出します。

- 検針員が、毎月の検針日（一般送配電事業者が定める日）に検針に行き、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間の使用電力量を、一般送配電事業者が設置する記録型計量器により計測する方法。
- 当社があらかじめ計量日（電力量または最大需要電力が記録型計量器に記録される日）をお客さまにお知らせした場合は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの間の使用電力量を、一般送配電事業者が設置する記録型計量器により計測する方法。なお、電気供給開始日から最初の計量日までの日数、または検針前日の計量日の翌日から解約日までの日数が30日を下回ることなどの場合は、基本料金を日割計算して電気料金を請求いたします。

【電気料金のお支払い方法】

毎月の電気料金のお支払いは、口座振替・クレジットカード支払いからお選びいただけます。

【電気料金債権等の譲渡に関する特則】

当社が申込店その他の当社が別途お客さまに通知する事業者（以下「譲受先」といいます。）に対して、電気料金債権（遅延利息に関する債権を含みます。）および請求明細書発行手数料債権を譲渡することについて、お客さまはあらかじめ異議なく承諾するものとします。この場合、お客さまは「電気料金のお支払い方法」にかかわらず、譲受先が指定する方法によりお支払いいただくものとします。

【延滞利息】

お客さまが電気料金を支払期日までに支払われなない場合には、電気料金から、消費税相当額、再生可能エネルギー発電促進課金およびその消費税相当額を差し引いた金額に対して、年10%の延滞利息が発生します。

【電気使用量および請求情報の確認方法】

毎月の電気使用量および請求情報は、スマ電.webサイト（マイページ）または請求明細書から確認いただけます。請求明細書の郵送をご希望される場合は、別途請求手数料として月額100円（税別）を請求明細書に記載の料金とお客さまにお支払いいただくものとします。

【切り替えの手続き】

従前の小売電気事業者からの切り替えの手続きに関して、当社からお客さまに費用を請求することはありません。ただし、従前の小売電気事業者との契約を解約することによって解約手数料を支払わなければならないなど、お客さまが不利益を被る可能性がありますので、解約をする前に従前の小売電気事業者にお問い合わせください。

【スマートメーターの設置工事】

切り替えに際して、現行スマートメーターの設置が行われていないお客さまには、設置工事が原則として必要になります。設置工事は一般送配電事業者（従来の電力会社）が実施し、お客さまには原則として設置工事の費用負担は発生しないこととされています。

【立ち入り・保安・調査の協力】

お客さまには電気工物等に関する調査・保安等にご協力いただくことがあります。また、それらの場合、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入りする場合がございます。お客さまに協力いただく、お客さまの土地または建物への立ち入りおよび電気工物等に関する調査・保安等についての、重要な事項は以下のとおりです。その詳細は、「立ち入り・保安・調査等の詳細」（「電気供給約款〔低圧〕」抜粋）をご参照下さい。（重要な事項抜粋）

- 一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、またはお客さまの設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあるときは、一般送配電事業者に通知すること。
- 電気工物物の取付・検査等の作業や保安の確保の観点から必要な場合において、弊社または一般送配電事業者の従業員が敷地内に立ち入りさせていただきますことについて、正当な理由なく限り承諾すること。
- 電力負荷測定に必要な通信設備の設置場所等お客さまに電気を供給するために必要な設備の施設場所を無償で提供すること。
- お客さまの電気の使用が、一層の原因により他のお客さまの電気の使用を妨害、またはそのおそれがある場合に、お客さまの負担で必要な調整または保護装置を需要場所に施設していただくこと。

【工事費等の発生】

お客さまは電気工物等に関する調査・保安等にご協力いただくことがあります。また、それらの場合、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入りさせていただきますことがあります。

- 供給開始に当たって、一般送配電事業者からお客さまに供給するために必要な設備の施設にかかわる工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。
- お客さまの都合による供給契約の終了または変更により、弊社が工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。
- お客さまより一般送配電事業者の設備にかかわる工事等を一般送配電事業者に対して希望する場合、その旨を弊社に申出してください。弊社も、お客さまが希望する一般送配電事業者の設備にかかわる工事等を一般送配電事業者（依頼し、弊社が一般送配電事業者からその工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます）。
- その他お客さまの都合に基づく事情により弊社が一般送配電事業者から工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

【中途解約について】

中途解約をするためには、解約希望日の1週間前までに中途解約の通知をいただくことが必要です。また、お客さまが弊社に解約の通知をせずに他の電力会社で電気供給のお申込みを行ったことにより、電力広域的運営推進機関から弊社に契約終了の通知がなされた場合には、同通知を中途解約の通知として扱うものとします。なお、お客様の申出による解約または契約電力の減少の場合で、新たに契約電力を設定した日または契約電力を増加した日から解約日または契約電力の減少日までの期間が1年未満の場合、弊社がお客様に解約または契約電力の減少を理由として一般送配電事業者から託送供給等約款に基づき請求された金額の全額のお支払をお願いする場合があります。

【引越と理由とする契約の中途解約】

引越を理由とする契約の中途解約の場合には、電気の使用終了日が決まり次第、当社に対して使用終了日の1週間前までに中途解約の通知をいただくことで、本契約を中途解約することができます。

【当社が行う契約の解除】

- 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができます。なお、本契約の解除日の5日前までに当社からお客さまに解除の通知をいたします。
- ①当社の「電気供給約款〔低圧〕」によって電気供給を停止されたお客さまが当社の定める期間までにその理由となった事実を解消しない場合
 - ②お客さまは、電気使用終了日の通知をせず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかの場合
 - ③支払期日が40日経過してもお客さまが料金等を支払われない場合
 - ④お客さまが当社「電気供給約款〔低圧〕」の規定に違反した場合
 - ⑤差押えもしくは競売または滞納処分を受けた場合
 - ⑥破産、民事再生その他の法的整理手続の申立てを受けた場合、または自らこれらの法的側面手続の申立てをなした場合

【特典の付与時期】

「スマ電。」に関する特典で、電気料金に応じたポイント付与がある場合、電気料金のお支払いからポイントが付与されるまでに時間がかかることがあります。予めご了承ください。

【本契約終了後の特典】

本契約終了後は、「スマ電。」に関する特典（ポイント付与など）を新たに受けることはできません。

【契約締結後の書面の交付】

お客さまと当社との間で契約が成立した場合、当社は遅滞なく、お客さまに「契約内容のお知らせ」を送付いたします。当社は、「電気供給約款〔低圧〕」、「契約内容のお知らせ」に記載している事項以外のお客さまと契約に関する供給条件を記載した書面については、スマ電.webサイトにアップするようお客さまに交付するものとし、お客さまはこれの点に同意するものとします。当該契約に関する供給条件を記載した書面の再交付をご希望の場合にはスマ電。サービスセンターまでご連絡ください。

【変更契約時の説明および書面交付ならびに締結後書面交付】

電気供給約款〔低圧〕の変更にもい、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。

- (1) 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、個別に通知する方法またはインターネットのウェブサイトに掲載するの他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
- (2) 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (3) 上記にかかわらず、電気供給約款〔低圧〕の変更が、法令の制定または改廃にもない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更ともなわぬ内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること、および契約変更後の書面交付をしないこととします。

【供給電圧・周波数】

供給電圧は、100Vまたは200Vとなります。周波数は、「電気供給約款〔低圧〕」（東京エリア）が適用されるお客さまの場合、50Hz（ただし、

群馬県の一部のみ60Hz）、「電気供給約款〔低圧〕」（中部エリア）（北陸エリア）（関西エリア）（中国エリア）（四国エリア）（九州エリア）が適用されるお客さまの場合、60Hz（ただし、長野県の一部のみ50Hz）。

【契約電流・契約容量】

原則として、「電気供給申込書」に記載の値とします。その決定方法は、お客さまのお申し出を踏まえ、お客さまに適用される契約種別に応じて、「電気供給約款〔低圧〕」14（定額電灯）、15（従量電灯）および16（従量電灯）にそれぞれ定める決定方法に従い決定されます。この場合、当社は、お客さまから1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて、使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申出ていただきます。

【違約金】

- (1) お客さまが不正に電気を使用した場合、または需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用した場合で、そのために料金の全部または一部を支払いを免れた場合には、当社が、その免れた金額の3割に相当する金額を、滞りなくして申受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、「電気供給約款〔低圧〕」に定められた供給条件に基づき算定された金額と、不正な使用方法に基づき算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で一般送配電事業者により決定される期間といたします。

【設備の賠償】

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ 修理可能な場合

ロ 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

【信用情報の共有】

お客さまが、電気供給約款〔低圧〕によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社が定める期日を経過してなお支払われなない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ当社が告知することあらかじめ同意していただきます。

【個人情報の取り扱い】

当社は「個人情報保護方針」に基づき、お客さまの個人情報（お客さまから直接書面にてお預かりした情報のみならず、書面以外でお預かりした情報、公開されている情報や当社が独自で取得したものを含みます。）を次のような目的で利用いたします。

- ①当社サービスの受け・提供
- ②情報提供・お問い合わせ対応等のサポート
- ③料金請求
- ④電力広域的運営推進機関および一般送配電事業者（従来の電力会社）に対する接続供給代替の手続き

(※)「立ち入り・保安・調査等の詳細」（「電気供給約款〔低圧〕」抜粋）

5 供給契約の申込み

(1) 供給設備の工事費を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社に一般送配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

(4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けおそれがあるお客さまは、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、蓄電池装置、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

26 適正契約の保持

当社は、一般送配電事業者から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適当であるとして、電気の使用状態に応じた適正なものに変更することを求められた場合など、お客さまとの供給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、お客さまに対してすみやかに供給契約を適正なものに変更していただきます。

27 力率の保持

(1) 需要場所の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。

(2) お客さまが連相用コンデンサを取付ける場合は、それぞれ電気機器ごとに取付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取付ける場合は、連相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。なお、連相用コンデンサは、別表（連相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取付けていただきます。

28 需要場所への立ち入りによる業務の実施

当社が供給契約の遂行上、または一般送配電事業者が次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入りさせていただきますことがあります。この場合、お客さまには、正当な理由なく限り、当社または一般送配電事業者が立ち入りおよび業務を実施することをご承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じて、一般送配電事業者の係員は、所定の説明書を示しいたします。

- イ 供給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工物物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- ロ 63（保安）に関するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工物物の検査等の業務
- ハ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主閉開器もしくはその他電気工物物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- ニ 計量器の検針または計量器の確認
- ホ 30（供給の終了）、40（供給契約の終了）(1)または42（契約の解除等）により必要な処置
- ヘ その他の供給約款によって、供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または一般送配電事業者の電気工物物にかかわる保安の確認に必要な業務

29 電気の使用にとり必要な協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工物物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しく認められる地点で行ないます。）、には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を、需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設していただきます。
 - イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - ニ 著しい高周波または高周波を発生する場合
 - ホ その他、ロ、ハまたはニに準ずる場合
- (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものとなります。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、または、他の法令等に従い、一般送配電事業者の供給設備の状況を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

44 供給地点および施設

- (3) 供給地点に至るまでの供給設備は、一般送配電事業者の所有とし、工事費負担金として申受ける金額を除き、一般送配電事業者の負担で施設されます。なお、一般送配電事業者によりお客さま（共同引込線による引込みで電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、変圧器、接続装置等の供給設備が施設される場合は、その施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。
- (4) 付帯設備（3）によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工物物およびその供給設備の施設に必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、一般送配電事業者が付帯設備を無償で使用できるものとなります。

45 架空引込線

(3) 引込線を取付けるためお客さまの需要場所内に設置する引込小柱等補助支持物は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、一般送配電事業者が補助支持物を無償で使用できるものとなります。

50 計量器等の取付け

- (2) (略)
- また、集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取付けたときには、お客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議により、あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。
- 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものについては、一般送配電事業者が無償で使用できるものとなります。
- 4) 当社または一般送配電事業者は、記録型計量器に記載された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工物物を使用することがあります。この場合には、一般送配電事業者が無償で使用できるものとなります。

51 電流制限器等の取付け

(2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。

62 調査に対するお客さまの協力

(1) お客さまが電気工物物の変更の工事を行った場合には、その工事が完了したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。

63 保安に対するお客さまの協力

(1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、一般送配電事業者により直ちに適当な処置が行われます。

イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工物物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがある場合

ロ お客さまが、お客さまの電気工物物に異状もしくは故障があり、または異状が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合

(2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上にとり必要とされる場合には、当社または一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更を指示していただくことがあります。

【その他】

その他の事項または詳細については、「電気供給約款〔低圧〕」、「電気供給申込書」及びスマ電.webサイトに記載がありますので、ご確認ください。スマ電.webサイト <https://smaden.com>

【お問い合わせ先】

「スマ電。」のお申込み手続き、契約内容の変更、解約等に関してご不明な点は、スマ電。サービスセンターまでお問い合わせください。スマ電。サービスセンター 0120-905-973 月曜日～日曜日（年末・年始を除く）10時～20時

個人情報保護方針

株式会社 アイ・グリッド・ソリューションズ(以下「当社」)は、個人・企業のお客さまの個人情報を適正に取り扱い、その保護を図ることが企業の社会的責務であると認識しております。当社は、この責務を果たすべく、法令を遵守するとともに、以下に定める個人情報保護方針に沿い、個人情報を適正に取り扱います。

「個人情報」とは

生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- ①当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式を用いて作られる記録をいう。))に記載され、もしくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。))をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)
 - ②個人識別符号(個人情報保護法第2条第2項が定めるもの)が含まれるもの
- 1.当社は、個人情報の取得に際しては、取得目的を正当な事業の範囲内で明確に定め、その目的達成に必要な限度において、あらかじめお客さまのご了解のもと、適法かつ公正な方法で取得し、利用します。
 - 2.当社は、個人情報につき、その重要性を社員に認識させ、当社が保有する個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩等が行われない様、合理的な安全管理措置を講じ管理します。また、必要に応じこの措置の見直し・改善を継続的にを行い、安全性の確保に努めます。
 - 3.当社は、個人情報保護に関する法令、およびその他の規範をすべての従業員が理解し、遵守します。
 - 4.当社は、個人情報の記載されているデータに関わる業務を外部に委託する場合、当社の厳正な管理のもとで行い、情報漏洩のないよう、その保護に努めます。
 - 5.当社の個人情報の取扱いおよび個人情報保護体制に関して、本人から苦情・相談があった場合には適正に対応します。
 - 6.当社は、個人情報保護のための仕組みを制定します。また、継続的にこれを見直し、社会環境の変化・個人情報保護に関する法令の改正があった場合、これらに迅速に対応し改善します。これにより個人情報の安全かつ適切な管理の維持に努めます。

株式会社 アイ・グリッド・ソリューションズ
代表取締役 社長 本多 聡介
2010年6月3日 制定

個人情報の取扱いについて

1.個人情報の利用目的について

当社が保有するお客さま等の個人情報は、以下の目的のために利用いたします。

保有する個人情報は氏名、性別、生年月日、電話番号(携帯電話を含む)、FAX番号、電子メールアドレス、携帯メールアドレス等個人を識別する情報に限らず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表すすべての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれます。

- ①お客さまに関する個人情報
電気小売りサービスおよびエネルギー・マネジメントサービス(以下、「当社サービス」)の提供と提供に係る受付・手配業務/媒介事業者として当社サービスに関する販売促進活動を行う企業との情報連携/当社サービスのご案内、商品の発送/各種セミナー・展示会・キャンペーン・催し物のご案内の送付、連絡/懸賞企画、キャンペーン等の当選品の発送/商品サポート・メンテナンスの提供/お問い合わせ・ご相談への対応/各種会員制サービス/請求業務/商品開発、アンケート調査実施、モニター実施/お客さま向け各種メールマガジンなどの情報提供/契約の履行/お客さまとの商談、打合せ等
- ②株主に関する個人情報
法令に基づく権利の行使・義務の履行/各種便宜の供与(各種株主優待制度等)/各種株主施策の実施(アンケート等)/法令に基づく株主管理(株主データ作成等)
- ③お取引先様各社、他社の役員・社員等の方に関する個人情報
業務上必要な諸連絡・商談等/取引先情報管理、支払・収入処理
- ④お取引先様から委託を受けた個人情報
委託業務に関する契約の履行
- ⑤採用応募者・退職者に関する個人情報
採用応募者への採用情報等の提供・連絡/当社での採用業務、人事管理/退職者への情報提供および連絡など

2.個人情報の第三者提供について

当社は、下記のいずれかに該当する場合を除き、お客さまからご提供いただきました個人情報を第三者に開示または提供いたしません。

- ①お客さまの同意をいただいている場合
- ②法令に基づく場合
- ③人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、お客さまの同意をいただくことが困難な場合
- ④業務委託契約に基づいて、個人情報の取扱いを外部の会社に委託する場合
この場合、当社が定めた基準を満たす者を委託先として選定するとともに、個人情報の取扱いに関する契約の締結や委託先において個人情報の安全管理が図られるよう、適切に監督します。
- ⑤合併、会社分割、営業譲渡その他の事由によって事業の承継が行われる場合
- ⑥下記に定める事項に基づき、個人情報保護法第23条第2項および第3項に定める手続(オプトアウト)を行う場合
「現在当社ではオプトアウトを行っておりません」

3.個人情報の共同利用について

当社は、以下の者との間で、お客さまの個人情報を共同で利用することがあります。(※1)

- ・小売電気事業者(※2)
- ・一般送配電事業者(※3)
- ・電力広域的運営推進機関

①共同利用の目的

- a.託送供給契約または発電量調整供給契約(以下「託送供給等契約」)の締結、変更または解約のため
- b.小売供給契約または電気受給契約(以下「小売供給等契約」)の廃止取次(※4)のため
- c.供給(受電)地点に関する情報の確認のため
- d.電力量の検計、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行のため

②共同利用する情報項目

- a.基本情報
氏名、住所、電話番号および小売供給等契約の契約番号
- b.供給(受電)地点に関する情報
託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給(受電)地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検計日、契約状態、廃止措置方法

③共同利用する情報の管理責任者

- a.基本情報
小売供給等契約を締結している小売電気事業者または一般送配電事業者
- b.供給(受電)地点に関する情報
供給(受電)地点を供給区域とする一般送配電事業者

※1 当社は、共同利用の目的のために必要な範囲の事業者に限定してお客さまの個人情

報を共同利用するものであり、必ずしも全ての小売電気事業者および一般送配電事業者との間でお客さまの個人情報を共同利用するものではありません。

- ※2 小売電気事業者とは、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第2条の5第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、資源エネルギー庁のホームページ(http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/retailers_list/)に掲載されている登録小売電気事業者一覧記載の事業者をいいます。
- ※3 一般送配電事業者とは、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社および沖縄電力株式会社をいいます。
- ※4 「小売供給等契約の廃止取次」とは、お客さまから新たに小売供給等契約の申込みを受けた小売電気事業者が、スイッチング支援システムを通じて、お客さまを代行して、既存の小売電気事業者に対して、小売供給等契約の解約の申込みを行うことをいいます。

4.個人情報の外部委託について

当社は、1.に記載する利用目的のため、お客さまの個人情報の取扱いを外部の事業者へ委託することがあります。この際、委託する事業者は当社と個人情報の取扱いに関する契約を締結した事業者に限ります。また、当社の責任において、お客さまの個人情報が適切な管理の下で取扱われるよう監督いたします。

5.開示等の請求手続きについて

当社の保有個人データの開示等(利用目的の通知、開示、訂正、利用停止等)を求める手続は以下のとおりです。

- ①開示等の求めの手続ができる方
ご本人さま
ご本人さまが未成年者または成年被後見人の場合はご本人さまの法定代理人
開示等の求めの手続についてお客さまご本人が委任した代理人
- ②開示等の求めの際の必要書類
(ご本人さまが手続きされる場合)
当社所定の開示等申込書(印鑑登録証明書に登録された印鑑で押印)
本人確認書類
印鑑登録証明書
(代理人の方が手続をされる場合)
当社所定の開示等申込書
本人確認書類(ご本人さま・代理人さま分両方)
当社指定の委任状
- ③開示等の求めの受付先
株式会社 アイ・グリッド・ソリューションズ 個人情報保護問合せ窓口
電話番号:03-3230-1280
FAX番号:03-3230-1281
Eメールアドレス:soumu@igrid.co.jp
- ④開示等の手数料
個人情報の開示・利用目的の通知をご請求される場合、1回のご請求ごとに、1000円(税込み)をいただきます。現金書留、切手の同封または郵便小為替の同封にてお願いいたします。
- ⑤開示等に対する回答の方法・時期等
ご本人さまの個人情報であることが確認できましたら、合理的期間内に、ご本人さま宛てに書面にて回答いたします。回答ができない場合には、理由を明示した上でその旨をお知らせいたします。

6.情報の正確性と安全性について

- ①当社は、お客さまの個人データの正確性、最新性を確保するため、お客さまにご協力をお願いする場合があります。
- ②サイト等のセキュリティについてウェブサイトから個人情報をご登録頂く場合には、セキュリティ対策としてデータ暗号化技術(SSL)を使用しています。
- ③個人情報の管理にあたり相当の注意を尽くしますが、インターネットや電子メールの性質上、個人情報の秘密性を完全に保証することはできません。
この点に留意してウェブサイトおよび電子メールをご利用ください。

7.お問合せ・苦情の申出先

個人情報に関するお問合せ、苦情等につきましては、以下の窓口にご連絡ください。

株式会社 アイ・グリッド・ソリューションズ 個人情報保護問合せ窓口
〒102-0083 東京都千代田区麹町3-7-4
Tel:03-3230-1280
Fax:03-3230-1281
Eメールアドレス:soumu@igrid.co.jp
承り時間 10:00~17:00 (土、日、祝・祭日を除く)

スマ電® 電気供給申込書

新居向け

申込日 20 年 月 日

物件
種別
(必須)

中古の
集合住宅

新築集合住宅
または
新築・中古の
戸建て物件

※新築集合住宅または戸建て物件(新築・中古問わず全て)の場合は、必ず右欄に「計器番号」をご記入ください。
(計器番号:電気メーターに記載の「No.～」の番号)

※新築、戸建てで計器番号のご記入がない場合、電気の通電手配を進められないため受付できません。

フリガナ (必須)				都道	区市
	〒			府県	郡
供給先住所 (必須)	〒				
※ビル・マンション・アパート名、号棟、部屋番号は必ずご記入ください。	※郵便局に転居届を必ずお出しください。				
	ビル・マンション・アパート名	号棟	部屋番号		
フリガナ					
申込情報	郵送先住所	〒			都道 区市
	※供給先住所(入居先)以外でスマ電からの送付物を受け取りたい場合は、必ずご記入ください。	※ビル・マンション・アパート名、部屋番号は必ずご記入ください。			府県 郡
	スマ電からの郵便物(ご利用開始書類・コンビニ払込票・請求明細書等)は全て供給開始日以降に入居先住所へ郵送します。別の住所や宛名で郵便物を受け取りたい場合は必ず記入してください。請求に関する書類が届かず、お支払が無い場合は電気供給停止となるおそれがあります。				
携帯電話番号 (必須)	※日中連絡可能な番号をご記入ください。		自宅電話番号	※市外局番からご記入ください ※携帯電話がない場合のみ、固定電話の番号をご記入ください。	
			※左づめでご記入ください		
メールアドレス (お持ちの方は必須)	※請求情報等のお知らせのため、お持ちの方は必ず正確にご記入ください。 ※[smaden.com]ドメインからのメールを受け取れるように設定してください。				
	@				
供給開始希望日 (必須)	20 年 月 日	請求明細書の郵送希望	<input type="checkbox"/> 希望する (各月の請求情報は、スマ電webサイトのマイページでご確認いただけます) ※郵送を希望される場合は手数料100円(税別)/月をいただきます。		
電気を使う可能性のある、初日を必ずご記入ください					
契約アンペア または 契約容量	入居先の物件に準ずる		低圧電力 (動力契約)	入居先で低圧電力の契約が必要な場合は、スマ電の低圧電力契約となります。	
	※供給開始希望日以降に契約アンペア、または契約容量の変更をご希望の場合は、スマ電サービスセンターへお電話ください				

私は別掲の重要事項説明、個人情報保護方針、電気供給約款の内容を理解・承認のうえ、本契約を申込みます。	フリガナ (必須)		性別	電気供給契約先 (小売電気事業者登録番号:A0060) (株)アイ・グリッド・ソリューションズ 〒102-0083 東京都千代田区麹町三丁目7番地4 株父屋ビル 契約期間 6ヶ月間・自動更新 ※詳細は電気供給約款及び重要事項説明をご確認ください。
	申込者名 (契約名義) (必須)	※スマ電。お申込み後、地域の電力会社への連絡は不要です	男・女	
	生年月日 (必須)	T・S・H 年 月 日	女	

※パンフレットに記載の重要事項説明をよくお読みください。
 ※万が一、供給開始までにキャンセル・解約を希望される場合は、解約希望の旨をスマ電サービスセンターにご連絡ください。手数料無料で解約手続きいたします。
 ※「ご利用開始のお知らせ」ハガキと一緒に「支払方法登録書」を送付いたします。支払方法登録書は、ご記入のうえ同封の返信用封筒でご返送ください。
 ※支払方法の登録が完了するまで(1~2か月程度)はコンビニ払込票をお送りします。お近くのコンビニでお支払いをお願いいたします。

ご注意
 スマ電。にお申込み後、地域の電力会社への連絡は不要です。
 ※お引越し元で退去される場合は、ご契約の電力会社に解約のご連絡が必要になります。

申込店	代理店	第一ハウジング株式会社	FT03
	店舗名	川崎西口本店 tc20	担当者

連絡事項

ご記入内容に不備がある場合など、サービスセンターよりご連絡する場合がございます。 電気供給約款についてはスマ電webサイトをご確認ください。http://smaden.com

下記のご記入は不要です。

顧客コード(10桁)	センター使用
●アイ・グリッド・ソリューションズ使用欄	受付 月 日
	登録 月 日
	書類発送 月 日

お問い合わせは
スマ電® サービスセンター
営業時間:月曜日~日曜日 10時~20時(年末年始除く)
TEL:0120-905-973

ご入居のご案内

1. 東京ガス〔天然ガス（13A）使用です〕

入居当日までに、下記へ開栓依頼が必要です。

本人立会にて開栓します。ガス器具を準備してください。

【開栓等のお知らせ】（一般電話から） 0570-002211

（携帯・PHS・ケーブルTV系電話から）川崎市：044-245-2211

横浜市：045-948-1100

2. プロパンガス 入居する建物により、指定業者が違いますのでご確認ください。

※保証金1万円と印鑑が必要です。

指定業者名 _____ TEL： _____（ _____ ）

3. 東京電力 配電盤のブレーカーを上げてください。 ※東京電力指定ではございません

備付けのハガキに、所定事項をご記入の上投函ください。

引越・契約変更の場合 0120-995-771（川崎市全域・鶴見区・神奈川区他）

一般のお問合せ 0120-995-772（川崎市全域・鶴見区・神奈川区他）

0120番号をご利用になれない場合 045-394-2176

4. 水道 水が出ない時は、元栓を確認してください。

使用者名の登録は、備付けのハガキに所定事項をご記入の上投函してください。

横浜市： 045-847-6262

川崎市： 044-200-3548

5. 区役所

川崎区 044-201-3113

高津区 044-861-3113

幸区 044-556-6666

宮前区 044-856-3113

中原区 044-744-3113

多摩区 044-935-3113

鶴見区 045-510-1818

神奈川区 045-411-7171

6. 休日急患診療所

川崎区 044-211-6555

高津区 044-811-9300

幸区 044-555-0885

宮前区 044-853-2133

中原区 044-722-7870

多摩区 044-933-1120

鶴見区 045-503-3851

神奈川区 045-317-5474

7. 郵便局

転居ハガキを、旧住所地の郵便局へご提出してください。住民票の移動では郵便物は転送されません。当社にも指定ハガキを用意しておりますので、ご利用ください。

8. 固定電話

①現在使用中の方 もよりの電話局116へ、移転のお申出をしてください。
移転工事料は入居者負担です。

その他：インターネット環境お調べサービス、引っ越し一括見積サービスを無料で行っております。
ご希望の方は、当社にお申し付け下さいませ。（リベロ）